

後期高齢者医療制度

(令和7年度保険料について)

令和7年度後期高齢者医療保険料の決定通知を7月中旬に送付します。

※ 年度途中で加入した方は加入からおおむね2カ月後に送付します。

保険料の計算方法

保険料は、被保険者全員が等しく負担する「均等割額」と所得に応じて負担する「所得割額」を合計し、個人単位で計算されます。

保険料額(年額) (賦課限度額80万円)	=	均等割額 53,438円	+	所得割額 (所得金額－基礎控除額43万円※1)×11.13%
-------------------------	---	-----------------	---	-----------------------------------

※1 基礎控除額は、合計所得金額が2,400万円を超えると異なります。

納付方法

■特別徴収(年金から天引き)

年間保険料を6期に分けて納付

4月	6月	8月	10月	12月	令和8年2月
仮算定された額を天引き(仮徴収)			年間保険料から仮徴収での納付分を差し引いて天引き(本徴収)		

■普通徴収(口座振替や納付書による納付)

年間保険料を8期に分けて納付

7月	8月	9月	10月	11月	12月	令和8年1月	令和8年2月
1期	2期	3期	4期	5期	6期	7期	8期

◎口座振替の手続き

預貯金通帳(口座番号がわかるもの)、通帳の届出印を持参の上、金融機関または住民医療課医療年金係の窓口で手続きをしてください。国民健康保険税を口座振替で納めていた方も再度手続きが必要です。

● 後期高齢者医療の保険料・保険証については電話窓口へ ●

あいち後期高齢者医療コールセンター

☎0570(011)558 (通話料がかかります)

▽開設期間 令和8年3月31日(火)まで[土曜日、日曜日、祝日、年末年始(12月29日～翌年1月3日は除く)]

※ 7月12日(土)～8月31日(日)は土曜日、日曜日、祝日も開設します。

▽時 間 午前8時45分～午後5時15分

※ 納付方法など納付に関する相談は、住民医療課医療年金係まで問い合わせください。

❗ 注 意 還付金の案内や口座を指定して振り込みをさせることや、金融機関のATMの操作を指示することは一切ありません。不審な電話に注意してください。

